

『自由金利型定期預金（M型）規定』
（スーパー定期）

1.（預金の支払時期）

自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」という。）は通帳（または証書表面）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2.（利息）

（1）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および通帳（または証書表面）記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳（または証書表面）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を、利息の一部として、各中間利払日以後にあらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」という。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

A. 現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（または証書）とともに提出してください。

B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

C. 定期預金とする場合には、中間利払日にその自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」という。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当組合所定の利率を適用します。

② 預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前記①にかかわらず、約定日数および約定利率によって6か月複利の方法によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

③ 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（2）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（3）① この預金を4（1）により満期日前に解約する場合および預金共通規定11（3）の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算（複利型とした場合は6か月複利の方法によります。）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

A. 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- a. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- b. 6か月以上1年未満 約定利率×50%
- c. 1年以上3年未満 約定利率×70%

B. 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- a. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- b. 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- c. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- d. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- e. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- f. 2年6か月以上4年未満 約定利率×90%

C. 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- a. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- b. 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- c. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- d. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- e. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- f. 2年6か月以上3年未満 約定利率×80%
- g. 3年以上5年未満 約定利率×90%

D. 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- a. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- b. 6か月以上1年未満 約定利率×30%
- c. 1年以上1年6か月未満 約定利率×40%
- d. 1年6か月以上2年未満 約定利率×50%
- e. 2年以上2年6か月未満 約定利率×60%
- f. 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%
- g. 3年以上4年未満 約定利率×80%
- h. 4年以上5年未満 約定利率×90%

② なお、当組合がやむをえないものと認めてこの預金を預入日の1年後の応当日（据置期間満了日）以降に1万円以上1万円単位の金額で一部解約する場合にも、解約する部分についての利息は前項に準じて計算し、一部解約する預金元金とともに支払います。

ただし、この預金の預入日現在において当組合がこの預金の基準利率に関し金額階層区分を設け、預入金額によって基準利率に差異を設けている場合で、この預金の一部解約後の残余の預金元金額が当該階層区分を下回る事となる一部解約の取扱いは行ないません。

（4）この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3.（預金の解約、書替継続）

（1）この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

（2）この預金を解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印（または証書の場合は証書の受取欄に届出の印章により記名押印）して当店に提出してください。

4.（中間利息定期預金）

（1）中間利息定期預金の利息については、前2の規定を準用します。

（2）中間利息定期預金については、原則として預金通帳（または証書）を発行しないこととし、次により取扱います。

① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書換継続するときは、通帳（または証書）とともに当組合所定の払戻請求書（または証書の受取欄）に届出の印章により記名押印して提出してください。

③ 中間利息定期預金のみを解約または書換継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（または証書）とともに提出してください。

以上

2020年4月1日現在